

## 第4部 国際関係の動き

### 第19章 概括

#### 第1節 国際的な議論への貢献

G20 議長国として、金融市場の分断回避、金融技術革新、高齢化と金融包摂を金融セクター関連の主要課題（プライオリティ）として設定し、具体的な提案や各国との調整を行い、関連国際会議の議長を務めるなどした上で、2019年6月の財務大臣・中央銀行総裁会議（於：福岡）及び首脳会合（サミット）（於：大阪）に成果を提出した。このような国際的な議論に貢献するための体制整備として、G20 準備室を設立するとともに、金融庁参与にカルアナ前国際決済銀行（B I S）総裁を任命し、有益なアドバイスを得た（2018年8月）。

また、2019年3月に、経済協力開発機構（O E C D）の保険・私的年金委員会の新議長に、金融庁の参与が就任した。

#### 金融分野におけるG20の主な成果

##### （金融市場の分断回避）

- 近年、各国間の規制の齟齬や重複が原因となって世界の金融市場が分断されることに対する懸念が高まる中、金融システムの安定性や金融仲介機能の効率性への負の影響を回避するため、我が国は、G20 議長国として、G20 で初めてこの問題を取り上げ、「金融市場の分断回避」をプライオリティの一つとして設定した。
- 金融庁は、金融安定理事会（F S B）市場の分断ワークショップの担当議長及びI O S C Oクロスボーダー規制タスクフォース作業部会の共同議長に就任し、議論を主導した。
- F S Bにおいて、我が国は、市場分断の拡大を防ぐための実務的なプロセスやアプローチについて議論することを提言。これを受け、報告書<sup>1</sup>がとりまとめられるとともに、今後、①デリバティブ市場における「意図せざる分断」について対応を検討、②資本や流動性の困り込みの問題についてのワークショップを開催（2019年秋予定）、③規制分断の拡大を抑制するために考えられる国際連携のメカニズムを検討、④規制の影響評価作業に市場分断の視点を追加することとなった。
- I O S C Oにおいて、金融庁は、各国規制の重複を避けるという観点から Deference（他国規制への依拠）に関する評価プロセスの運用改善に焦点を当てることを提言。報告書<sup>2</sup>においても、本プロセスの明確化・効率化に関するグッドプラクティスを検討していく等の提案が示された。
- G20 財務大臣・中央銀行総裁会議及びG20 サミットでは、規制・監督上の協力を通じて金融市場の分断に対処することが合意されるとともに、こうした作業が歓迎された。

##### （金融技術革新）

- 暗号資産について、我が国の知見・経験を活かして国際的な議論を推進し、さらに、暗号資産の基礎となる分散型技術について、その便益が十分発揮できるような適切なガバナンスのあり方を検討するため、我が国はG20 議長国として、暗号資産を含む「金融技術革新」に関わる問題をプライオリティの一つとして設定した。
- 暗号資産については、F S Bにおいて、我が国の提案を受け、暗号資産関連当局の一覧が作成された。これは、クロスボーダー取引に対応するための国際的な連携に資するものである。また、I O S C Oにおいて、金融庁は作業部会の共同議長として議論を主導し、当局者用の手引書（市中協議文書）が作成された。当文書は、暗号資産にかかる消費者・投資家保護等に関する初の国際的な成果であり、我が国の資金決済法等の

<sup>1</sup>FSB Report on Market Fragmentation  
(<https://www.fsb.org/wp-content/uploads/P040619-2.pdf>)

<sup>2</sup> Market Fragmentation & Cross-border Regulation  
(<https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCO629.pdf>)

一部改正法の内容も盛り込まれている。

○顧客間で直接の金融取引を可能とする分散型金融技術については、金融システムの安定・規制・ガバナンスにもたらす影響や、当局が技術者等の広範な関係者との対話を強化する重要性を指摘するFSBの報告書<sup>3</sup>がG20 財務大臣・中央銀行総裁会議及びG20 サミットにおいて歓迎された。

○金融庁は、2019年6月、G20 技術革新にかかるハイレベルセミナーを開催し、当局、金融機関、技術者コミュニティ、学界等、様々な分野の専門家による、マルチステークホルダー型アプローチで、技術革新が金融セクターにもたらす機会とリスクや分散型金融システムのガバナンスについて議論した。

#### **(高齢化と金融包摂)**

○高齢化は途上国を含め全世界で急速に進展しており、従来の金融サービスでは対応できない新たな課題をもたらしていることから、我が国は、G20 議長国として「高齢化と金融包摂」をプライオリティの一つとして設定した。

○金融庁は、GPF I (金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ) の議長に就任し、議論を主導した。

○GPF Iにおいて、我が国は、ファイナンシャル・ジェロントロジーや金融リテラシー向上の重要性の指摘や、つみたてNISAの取組みの紹介等を行い、議論に貢献した。GPF Iは、OECDと共同で、「カスタマイズ (高齢者の多様なニーズへの対応)」「デジタルと金融のリテラシーの強化」「生涯のフィナンシャルプランニングのサポート」等、高齢化と金融包摂に関し世界各国の参考となる8つの優先的な政策課題を提示した「G20 福岡ポリシー・プライオリティ」を策定した。本文書はG20 財務大臣・中央銀行総裁会議及びサミットにおいて承認された。

○2019年6月には、G20「高齢化と金融包摂」ハイレベルシンポジウムを開催し、多様な分野の知見を結集した。

<sup>3</sup> Decentralised financial technologies  
(<https://www.fsb.org/wp-content/uploads/P060619.pdf>)

## 第2節 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化

金融庁は、先進国や新興国等との当局間のネットワーク・協力の強化について、我が国と相手国双方の経済・金融の発展と安定に資するものであることが重要との考え方に基づき取り組んできた。この成果が本邦金融機関の進出等の形でも見られるところ。今後は、これらの協力関係の維持・拡充に加えて、本邦金融機関等との対話を踏まえつつ、より幅広い国等との協力関係の構築・深化に戦略的に取り組むことが重要である。

### I 米欧

米欧当局と、金融規制・監督の協力について、精力的に対話を実施した<sup>4</sup>。

英国のEU離脱（ブレグジット）については、様々なレベルで欧州・英国当局と想定されるリスクについて意見交換を行いつつ、英国以外の欧州域内での営業認可取得等、本邦金融機関が円滑に業務を継続できるよう働きかけた。

### II 中国

2017事務年度に引き続き、この1年間で日中金融協力は更に大幅に前進した。

第一に、ハイレベルでの交流が大幅に強化された。具体的には、2018年8月に北京で開催された第7回日中財務対話（麻生大臣と劉昆財政部長が共同議長）に金融行政当局が初めて参加し、日中金融協力を強化することに合意した。併せて、銀行保険監督管理委員会、証券監督管理委員会の両主席とそれぞれ会談し、金融協力について意見交換を行った（2018年8月）。

第二に、日中首脳会談の際に金融庁と中国証券監督管理委員会が日中証券市場協力に合意・署名した（2018年10月）。当該合意に基づく具体的な成果は以下のとおり。

- ・ 本邦証券会社の中国市場参入が実現（2019年3月）
- ・ 第一回日中証券市場フォーラムを中国・上海で開催（2019年4月）
- ・ 日中ETF相互上場が実現（2019年6月）

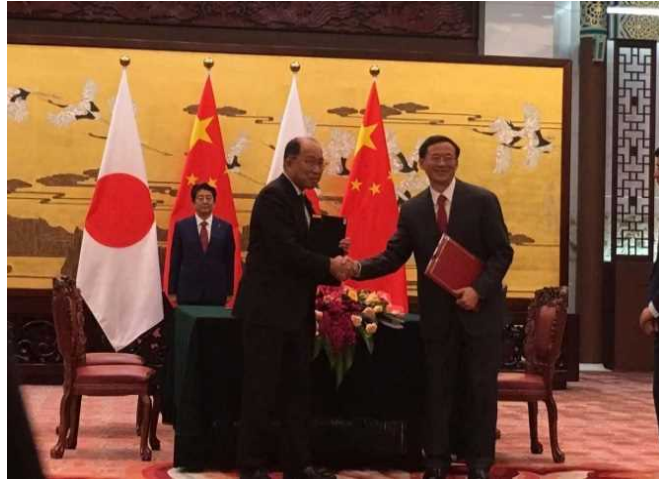
さらに、我が国の金融協力のプラットフォームとして官民が一堂に会する中国金

---

<sup>4</sup>日常的な担当者間の情報共有や多国間のフォーラムでの連携に加え、米国規制に関し、ボルカールールについて域外適用範囲の限定や規定の明確化の改善の要望や、外国銀行規制について支店への流動性規制の導入の是非についての見解の表明を行うレターを日銀と共同で発出（2018年10月、2019年6月）。店頭デリバティブ取引については、米国CFTCとの間で、取引執行義務の重複適用を避けるため、日本の規制に服している電子取引基盤は米国当局への業者登録なしに米国人へのサービスの提供が可能となる枠組みを整備（2019年7月）。全米保険監督官協会（NAIC）と第10回定期会合を東京で開催（2019年1月）し、金融分野の我が国のG20主要テーマのほか、日米の規制監督動向、保険監督者国際機構（IAIS）における重要論点等について意見交換を実施。EUとは、非中央清算の店頭デリバティブ取引に関する証拠金にかかる日EUの規制を同等と評価することで、当該取引に日EUの規制が重複適用されず、いずれかの規制への準拠を許容する枠組みを整備（2019年4月）。日英首脳会談（2019年1月）や日仏首脳会談（2019年6月）では、金融サービスに関して、我が国のG20主要テーマ等について協力することに合意した。

融研究会を立ち上げ、中国金融の最新動向や本邦金融機関の具体的課題等について議論を行った（2018年10月、2019年1月、6月）。

#### 日中首脳会談における「日中証券市場協力」の署名・合意



#### 日中ETFの相互上場の早期実現に向けた日本取引所グループと上海証券取引所による調印式



### Ⅲ アジア新興国等に対する技術協力

金融庁は、アジア新興国等に対する技術協力について、本邦金融機関の進出支援の観点も踏まえつつ、相手国のニーズに寄り添ったプログラム実施を通じて金融制度整備や金融当局の能力向上等に取り組んだ。

特に、ミャンマーにおいては、資本市場の支援について2018年1月に策定された「資本市場活性化支援計画」の進捗状況及び今後の支援策をまとめた「プログレスレポート」を策定して緬計画財務副大臣等へ手交（2018年9月）し、これらに基づく技術協力等を実施した。また、2018年6月に策定された「保険セクター支援計画」に基づき、緬保険市場の外資開放も見据えた、支援・協議を行ったほか、緬計画財務大臣と面会（2019年3月）。こうした機会等を通じ保険会社を含む本邦金融機関の進出支援等を推進した。

## ミャンマー資本市場活性化支援計画プログレスレポートの手交



また、中長期的な視点に立った当局間交流の強化や、新興国における知日派の育成を目的として運営している金融連携センター<sup>5</sup>について、プログラムの改良を続けている。2018年度のプログラムでは、講義形式の研修だけでなく、研究員の要望に沿い、金融庁職員や研究員同士の双方向の意見交換の場を増やした。また、過去に金融連携センターで受け入れた研究員（卒業生）を再招聘し（ホームカミングプログラム）、プログラムで得た知見の業務への活用状況等について現役生や金融庁職員に講義を行う等、卒業生と金融庁職員や現役生とのネットワークを強化した。さらに、卒業生同士のネットワークを強化するため、ブラジル等の海外でも卒業生の同窓会を実施した。

---

<sup>5</sup>グローバル金融連携センター（GLOPAC）及び前身のAFPAC。新興国当局等の職員を研究員として我が国に招聘し、各研究員の関心事項に応じた研修プログラムを提供しており、既に100名超の受入実績がある。